

◎新潟県告示第1333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、燕市の須頃郷土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成26年9月26日

新潟県三条地域振興局長

1 退任

監事 三条市上須頃206番地 岩井 久夫

退任年月日 平成26年9月4日